公　示　送　達　書

　下記の者については、住所等が不明であり以下の書類が送達できないため、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達をします。この書類は町長が保管し、送達を受けるべき者の住所が判明次第いつでも交付します。

那須町告示第242号
令和8年11月9日

栃木県那須郡那須町長
平山　幸宏

令和8年度　那税第1-195号による送付文書に係る公示送達

記

1　　株式会社　Ｃｏｍｐａｎｙ８　　(5120993)